

上天草市リフォーム等支援事業補助金 手続きの進め方

※注意事項※

お問い合わせ先：都市整備課（直通）0969-28-3366

- ・ 補助金交付決定前に完了又は着手している工事は、補助の対象となりません。
- ・ 補助金の交付は、申請する住宅につき1回限りです。（過去に補助金の交付を受けていたことが判明した場合は、補助金を返還していただきます。）
- ・ 上天草市の他の補助金の交付を受けている工事は、補助の対象となりません。
- ・ 工事は、市内施工業者が行うものに限ります。

申請者

①交付申請【受付期間：令和6年4月15日(月)から4月30日(火)まで】

- 交付申請書（第1号様式）
- 工事見積書（市内施工業者が作成したもの）
- 住宅の位置図（地図）
- 工事予定箇所の写真（工事前のもの）※A4用紙に印刷又は貼り付けてください。
- 市税納付状況等確認同意書（世帯員全員の直筆署名）
- 固定資産課税証明書、名寄帳証明書、登記簿謄本など家屋の所有者を確認できるものの写し（いずれか一つで可）

市

補助金交付決定【令和6年5月中旬送付予定】

申請書を審査し、補助金の交付決定後、申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付します。決定通知書が届きましたら、工事着手可能となります。

②工事着手

交付決定を受けた工事内容、金額等に変更が生じた場合は、変更申請が必要となります。

③実績報告【工事完了後、30日以内に提出】

- 実績報告書（第6号様式）
- 工事施工箇所の写真（工事後のもの）※A4用紙に印刷又は貼り付けてください。
- 工事実績内訳書（請求書等）（市内施工業者が作成したもの）
- 工事代金領収書の写し

補助金交付確定【現地確認検査から10日程度】

書類審査及び現地確認検査を行い、交付決定内容に適合していることを確認後、申請者へ「補助金交付確定通知書」を送付します。

④補助金請求

- 補助金請求書（第8号様式）※補助金の振込先は申請者名義の口座となります。

補助金交付【請求書の提出から30日以内】

確定した補助金の額を指定の口座へ振り込みます。ただし、振込の通知はありませんので、ご自身で記帳等により入金を確認してください。

工事着手前

着工

工事完了後

※交付決定を受けた工事内容、金額等に変更が生じた場合

①-2 変更交付申請【申請内容に変更が生じたときは、速やかに提出】

- 変更交付申請書（第4号様式）
- 変更後の工事見積書（市内施工業者が作成したもの）
- 工事予定箇所の写真（工事前のもの）※工事予定箇所に変更が生じた場合、提出してください。A4用紙に印刷又は貼り付けてください。

※補助金の増額変更申請はできません。

補助金変更交付決定【変更申請書の提出から10日程度】

変更申請書を審査し、内容が適当であれば「補助金変更交付決定通知書」を送付します。